

奈 個 情 第 1 5 号
平成30年9月19日

奈良市教育委員会 様

奈良市個人情報保護審議会
会長 川 村 容 子

奈良市個人情報保護条例第10条第2項の規定に係る諮問について（答申）

平成30年3月12日付け奈学教第1351号で諮問のあった下記の件について、
別紙のとおり答申します。

記

【諮問： 個情第29-4号】

学務系・教育系システム更新に係る電子計算機の結合について（諮問実施機関 教
育委員会学校教育部学校教育課）

(別紙)

答申：個情第17号

諮問：個情第29-4号

答 申

第1 審議会の結論

教育委員会が、ICTを活用した教育環境を整備することにより、教職員及び児童生徒がタブレット端末を利用して入力した個人情報を含む情報を教育委員会が管理する「センターサーバー」を経由し、当該センターサーバーとシステム管理事業者が管理するクラウドサーバーとをオンラインで結合し、当該クラウドサーバー上で当該児童生徒の個人情報を取り扱うことは、公益上の必要が認められ、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認める。

第2 対象事業の概要

実施機関(教育委員会学校教育部学校教育課。以下「実施機関」という。)は、ICTを活用することによって、児童生徒の能力や特性に応じた「個別学習」や、子供たちが教え合い学び合う「協働学習」の効果的な実施を可能とする、学力向上システム「学びなら」の事業の概要について、次のとおり説明した。

1 新学習指導要領の実施等に向けたICT教育環境整備の必要性等

平成29年3月に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が公示され、ICTの活用について次のような記載がなされている。

(1) 児童生徒の情報活用能力の育成について

各学校においては、(中略)言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとする。

とりわけ、「児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動」及び「児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動」について、各教科等の特質に応じて、計画的に実施すること。

(2) 各教科等におけるICT活用について

個別学習やグループ別学習、繰返学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補完的な学習や発展的な学

習などの学習活動や、指導方法や指導体制の工夫改善による個に応じた指導の充実などを、児童生徒や学校の実態に応じて取り入れる際、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段の活用を図ることが規定されたこと。

また、各教科等の「指導計画の作成と内容の取扱い」において、各教科等の実際の指導に、コンピュータを適切に活用できるようにすること。

(3) 学校のICT教育環境整備について

各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

2 実施機関における取組み

- (1) 文部科学省は、平成26年度から総務省との連携の下、各地域において、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びを推進するための指導方法の開発、教材や指導実践例等の共有など、先導的な教育体制の構築に資する研究に取り組んでおり、その実証事業として「先導的な教育体制構築事業」や「学びのイノベーション事業」を実施しており、ICTを活用することで、新たな学びを推進するための指導方法の開発、教員の研修体制の構築等を行っている。

こうしたことを踏まえ、実施機関では、平成26年度に市立小学校4校と市立中学校2校をICT教育活用実証モデル校に指定し、教育的効果を探る研究を開始した。さらに、平成27年度には、新たに市立小学校3校と市立中学校1校をモデル校に追加し、それぞれモデル校では小学4年生以上の児童生徒に一人一台のタブレット端末が利用できる環境を整え、ICTの活用による授業改革と学力向上への効果検証に取り組んできたところである。引き続き、実施機関ではこれまでの取組の成果や有効性を活かすため、学校現場にタブレット端末や無線LAN環境、クラウド環境を整備し、ICTを効果的に活用することにより、教職員と児童生徒との間、児童生徒間の双方向型、協同学習を通して新たな学びに対応できる学習環境を整備することとした。

このことから、実施機関が当該事業において実施機関が管理するセンターサーバー（以下「センターサーバー」という。）と当該システム管理事業者が管理するクラウドサーバー（以下「クラウドサーバー」という。）とをオンラインで結合し、当該児童生徒等の個人情報を取り扱うことについて、奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）第10条第2項の規定により、当審議会に諮問した。

- (2) 実施機関から諮問があった当該事業の主なフローは、次のとおりである。

ア 児童生徒は、授業でシステム管理事業者の教材がインストールされたタブレット端末のシステム内に、児童生徒一人ひとりに設定されたID及びパスワードでログインし、当該タブレット端末の画面上で、自分の考えをカードに書き出し、指で操作してカードをつなげるなど発表資料を作成する。

イ 教職員は、児童生徒から提出されたアのカードを、大型画面に映し出すなどして、必要に応じて単独又は複数のカードを児童生徒の発表などに用いることができる。

ウ 教職員は、アのカードを児童生徒間の双方でやりとりさせ、比較しながら考えを深めるなどの授業を進めることができる。

エ アからウまでの学習情報等児童生徒に係る個人情報は、クラウドサーバーのシステム内に一時蓄積され、教職員や児童生徒は必要に応じて学んだことの振返りに利用することができるので、学習意欲の向上に期待できると考えている。

なお、当該事業で使用するクラウドサーバーは、システム管理事業者が賃貸借契約によりクラウドサービス運営事業者が保有するクラウドサーバーを賃借し、当該システム管理事業者が管理することとなっている。

3 個人情報の安全性の確保

実施機関は、当該事業を実施するに当たり、次のような措置を講じることで、児童生徒の個人情報の安全性を確保しようとしている。

- (1) システム管理事業者は、児童生徒の個人情報を含む情報を、クラウドサーバーを利用したシステム管理事業者のシステム内で取り扱わせることについて覚書を締結するとともに、当該個人情報の取扱いについては「奈良市個人情報取扱特記事項」の遵守を求める。
- (2) システム管理事業者は、クラウドサーバーにログインID及びパスワードによるアクセス権限を設定することにより、クラウドサーバーを利用できる者を制限する。
- (3) システム管理事業者は、クラウドサーバーのシステム領域内に保存された情報はAES256ビットの暗号化キーで暗号化して保存する。
- (4) センターサーバーとクラウドサーバーを接続するネットワークは、SSL暗号化通信を用いたインターネット回線を用いる。
- (5) 教職員及び児童生徒が使用するタブレット端末とセンターサーバーとを接続するネットワークは、不特定多数の接続を制限するIP-VPN回線を採用した閉域ネットワーク回線を用いている。

第3 審議会の判断

センターサーバーとクラウドサーバーとをオンラインで結合することについて、当審議会は、次の理由により公益上の必要があり、また本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれはないと認めた。

よって、当審議会は、冒頭の「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

1 ICT教育環境整備を図るに当たって、クラウドサーバーとセンターサーバーとを結合することの有用性について

ICTを活用した教育に係る文部科学省の実証事業や実施機関の取組とその効果、平成32年度以降に実施が予定されている新学習指導要領の内容を踏まえ、実施機関は学校現場にタブレット端末や無線LAN環境、クラウド環境を整備し、ICTを効果的に活用することにより、新たな学びに対応できる学習環境の整備を図ろうとしている。また、実施機関は、クラウド等を活用して、児童生徒の学習履歴を活用したきめ細かい指導、学校と家庭を問わない継続した学習や、低コストの教育ICTシステムを確立し、学校間、学校・家庭が連携した新しい学びの推進を図ろうとしている。

このような目的を達成するため、実施機関がタブレット端末を利用した教育学習情報の利活用にあたって、クラウドサービスを導入した場合、次のような事務処理の効率化が図られる。

- (1) クラウドサービスを用いてタブレット情報を学校間、学校・家庭で利活用することにより、児童生徒に対する子どもたち一人ひとりの理解や興味・関心に応じたきめ細やかな指導や、児童生徒を新たな学びに導くための具体的な手法を迅速に把握できるようになるなど、教職員の指導方法の改善と効率化が期待できる。
- (2) クラウドサービスを利用することにより、多様な情報端末や情報機器においてデジタル教材等の活用を可能とするとともに、デジタル教材等による学習の過程や成果を記録して、それらを活用した学習活動や児童生徒の学習意欲や学力向上が期待できる。
- (3) クラウドサービスを使用した学力向上システム「学びなら」を利用することにより、児童生徒の学習状況を客観的に把握することができるようになるとともに、児童生徒一人ひとりの能力や特性に応じた学びや、児童生徒同士が教え合い学び合う協働的な学びなどの実現が期待できる。

2 個人情報の保護について

実施機関は、センターサーバーとクラウドサーバーとをオンラインで結合するにあたって、個人情報を適正に取り扱うために次のような措置を講じており、

児童生徒の権利利益を侵害するおそれがないものと認められる。

- (1) センターサーバーに、固定IPアドレスを設定することにより、システムセンターサーバーを利用できる機器を限定する。
- (2) センターサーバー及びクラウドサーバーに係るネットワーク及び専用端末アクセスする際の記録の取得及び制御を行う。
- (3) ユーザーID及びパスワードを設定することによりセンターサーバー及びクラウドサーバーに係るネットワークにアクセスできる実施機関の職員を限定する。
- (4) 安全性の高いネットワーク（センターサーバー内ネットワークにあつてはIP-VPN回線を利用した閉域ネットワーク回線、センターサーバーからクラウドサーバーへのネットワークにあつてはSSL暗号化通信を用いたインターネット回線）を利用することにより、教職員及び児童生徒のタブレット端末に入力された学習情報を暗号化するとともに、第三者が不正に接続できない仕組みを構築する。

第4 付言

当審議会は、諮問された本件事案については、公益上の必要があり、かつ、必要な安全管理措置が講じられており、本人又は第三者の権利利益が不当に侵害されることはないと判断した。

ただし、実施機関が当該事業を実施するに当たっては、次の事項に留意し、児童生徒に係る個人情報の適正な取扱いを徹底するよう要望する。

- 1 実施機関は、速やかにシステム管理事業者に一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与する「プライバシーマーク」を取得させること。
- 2 実施機関は、システム管理事業者の「プライバシーマーク」の取得に伴った個人情報のセキュリティ対策を構築させ、その内容をシステム管理事業者と締結する覚書上で明らかにすること。
- 3 実施機関は、システム管理事業者と覚書を締結するに当たっては、当該事業で使用するクラウドサーバーはクラウドサービス運営事業者が保有するクラウドサーバーを使用すること、及び当該クラウドサーバーの使用を当該クラウドサービス運営事業者が保有するクラウドサーバーから変更する場合は実施機関の許可が必要であることを当該覚書上で明らかにすること。
- 4 システム管理事業者がクラウドサービス運営事業者と締結する契約において、当該クラウドサービス運営事業者が受託事業者に提供するサービス内容の一部又は全部の機能を変更若しくは削除することができ、この場合、その旨を当該クラウドサービス運営事業者が受託事業者に通知することとなっている。

このため、実施機関は、システム管理事業者がクラウドサービス運営事業者から当該サービス内容の一部又は全部の機能を変更若しくは削除に係る通知を受けたときは直ちに実施機関に連絡し、その後の対応を実施機関と協議することを当該覚書上で明らかにすること。

- 5 実施機関は、3及び4のほか、システム管理事業者と覚書を締結するに当たっては、当該覚書を的確に履行することができるよう条項の字句を精査すること。

第5 審議会の審査経過

当審議会における審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成30年 3月12日	実施機関から諮問を受けた。
平成30年 3月23日	平成29年度第3回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年 3月28日	実施機関に意見書の提出を求めた。
平成30年 7月 3日	実施機関から意見書の提出を受けた。
平成30年 7月19日	平成30年度第1回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年 7月20日	実施機関に意見書の提出を求めた。
平成30年 8月10日	実施機関から意見書の提出を受けた。
平成30年 8月22日	平成30年度第2回審議会 1 実施機関から口頭による説明を受けた。 2 事案の審議を行った。
平成30年 9月19日	答申案の最終確定を行った。
平成30年 9月19日	実施機関に対して答申を行った。

○ 奈良市個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
荒 牧 裕 一	大和大学准教授	
川 村 容 子	弁護士	会 長
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木 育子	弁護士	会長職務代理者
浜 口 廣 久	弁護士	

(平成30年9月19日現在)

前委員

氏 名	役 職 名	備 考
井戸田 博樹	近畿大学教授	平成30年3月31日退任